

福岡県公報

令和2年2月21日
第 80 号

目次

告 示 (第152号 - 第164号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更の告示の訂正	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5

公 告

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○町の換地処分	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(生活安全課)	7

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○住宅確保要配慮者居住支援法人の住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更	(住宅計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(社会活動推進課)	8

教育委員会

○令和元年度福岡県教育文化表彰	(教育庁総務企画課)	8
-----------------	------------	---

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	10
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室)	19

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	23
---------------------------	-----------	----

海区漁業調整委員会

○浮きを使用した釣りの制限	(漁業管理課)	23
---------------	---------	----

告 示

福岡県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

京 築 県道	福 土 吉 富 線	前	築上郡上毛町大字西友枝 940番1先から 築上郡上毛町大字西友枝 3409番先まで	5.0 ～ 27.8	1,207.0
		後	築上郡上毛町大字西友枝 940番1先から 築上郡上毛町大字西友枝 3409番先まで	5.0 ～ 27.8	

福岡県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年2月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	福 土 吉 富 線	築上郡上毛町大字西友枝1348番先から 築上郡上毛町大字西友枝3409番先まで

福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直 方 県道	新 延 植 木 線	前	直方市大字植木2210番1 先から 直方市大字植木2208番1 先まで	14.1 ～ 15.8	51.9
		後	直方市大字植木2210番1 先から 直方市大字植木2208番1 先まで	14.1 ～ 23.1	

福岡県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道	岩 野 黒 木 線		前	八女市黒木町土窪501番 3先から 八女市黒木町木屋13番1 先まで	11.0 ～ 19.3	158.2
			前	八女市黒木町土窪501番 3先から 八女市黒木町木屋13番1 先まで	6.7 ～ 19.1	157.8
			後	八女市黒木町土窪501番 3先から 八女市黒木町木屋13番1 先まで	11.0 ～ 19.3	158.2

福岡県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

2年2月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	岩野線 黒木線	八女市黒木町土窪501番3先から 八女市黒木町木屋13番1先まで

福岡県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安眞木字東大平6007の9、字小古野6010の1、6011
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東大平6007の9・字小古野6010の1・6011（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第159号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
福岡市西区今宿駅前一丁目1120の165
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第160号

道路の区域の変更（令和元年12月福岡県告示第483号）において、区間、幅員及び延長に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	中 間 水 巻 線	前	中間市岩瀬西町1442番5先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番25先まで	15.2 ～ 80.0	2,750.8
			前	中間市岩瀬西町1442番4先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番25先まで	16.0 ～ 80.0	2,158.3
			後	中間市岩瀬西町1442番5先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番25先まで	15.2 ～ 80.0	2,750.8
			後	中間市岩瀬西町1442番4先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番25先まで	16.0 ～ 80.0	2,158.3

福岡県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	大久保 行 橋 線	前	行橋市大字上稗田131番先から 行橋市大字上稗田365番先まで	5.8 ～ 9.2	67.0
			後	行橋市大字上稗田131番先から 行橋市大字上稗田365番先まで	5.8 ～ 25.6	67.0

福岡県告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年3月福岡県告示第536号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大原団地(2)	太宰府市三条三丁目、御笠一丁目及び御笠二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第71号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大原団地(2)	太宰府市三条三丁目、御笠一丁目及び御笠二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大原団地(2)	太宰府市三条三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和2年2月5日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ヤマダ電機テックランド宗像店・（仮称）ニトリ宗像店
(2) 所在地 宗像市大字王丸梅ノ木谷517-1 他
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 3,326㎡
(変更後) 7,670㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐車場No.1	117台	117台
駐車場No.2	12台	12台
駐車場No.3	27台	27台
駐車場No.4		68台
合計	156台	224台

- 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐輪場No.1	13台	13台
駐輪場No.2	31台	31台

駐輪場No.3		15台
合計	44台	59台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	258㎡	258㎡
荷さばき施設No.2		27㎡
合計	258㎡	285㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
廃棄物等の保管施設No.1	90.00㎡	90.00㎡
廃棄物等の保管施設No.2		14.04㎡
合計	90.00㎡	104.04㎡

5 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ヤマダ電機	午前10:00～午後10:00	午前10:00～午後10:00
株式会社ニトリ		午前10:00～午後10:00

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	変更前	変更後
駐車場No.1～3	午前9:30～午後10:30	午前9:30～午後10:30
駐車場No.4		午前9:30～午後10:30

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	午前9:00～午後10:00	午前9:00～午後10:00
荷さばき施設No.2		24時間

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
香春町	田川郡香春町大字柿下 (柿下中早田地区)	令和2年1月30日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町331番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県鳥栖市大正町780番地3 グランド・ルー鳥栖フォセット301
和田 健太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市干潟字船底808番13、810番3、810番6及び810番7並びに宇哇ヶ浦855番、855番2、855番3及び856番並びに宇南哇ヶ浦919番1、919番2、920番、921番及び921番2並びに宇三京塚922番、923番1、925番、926番、928番1、929番1、929番4から929番7まで、930番3及び930番7
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
埼玉県越谷市流通団地四丁目1番10号

株式会社NBSロジソル
代表取締役 十時 康裕

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築士法施行細則（昭和25年福岡県規則第111号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

知事が免許権者である二級建築士及び木造建築士について、国土交通省が意見公募手続を実施して定めた省令における一級建築士の取扱いと同様の取扱いとなるよう規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年2月18日

公告

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例施行規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年2月12日から令和2年3月12日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン大木店

(2) 所在地 三潞郡大木町大字大角962 外41筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン大木店

(2) 所在地 三潞郡大木町大字大角962 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のように公示する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク	支援法人の住所	福岡市南区井尻四丁目2番45号	福岡市南区井尻二丁目25番3-405号	令和元年9月23日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡遠賀町松の本七丁目118番4、118番6から118番37まで、910番3から910番10まで、2377番3、2377番6から2377番9まで、2379番3から2379番11まで、2380番2及び2380番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区下上津役四丁目1番36号

大英産業株式会社

代表取締役 大園 信

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年福岡県規則第32号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課（NPO・ボランティアセンター）に備え置きます。

令和2年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の制定による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年12月24日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第2号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第2条の規定に基づき、令和元年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第5条の規定により次のように告示する。

令和2年2月21日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日

所 属 名

氏 名

令和2年2月15日	粕屋町立粕屋中央小学校	清武 琳
〃	春日市立春日東小学校	宮本 紗帆
〃	福岡教育大学附属福岡中学校	宇野 誠洋
〃	福岡県立福岡高等学校	自見 壮二郎
〃	福岡市立博多工業高等学校(卒業生)	中原 未裕
〃	福岡県立八女農業高等学校	野中 青空
〃	福岡市立元岡小学校	田中 陽大
〃	福岡市立百道浜小学校	辻 七海
〃	福岡市立那珂中学校	垂水 爽空
〃	福岡県立青豊高等学校	伊藤 彩香
〃	博多高等学校	白濱 春花
〃	博多女子高等学校	西川 美朝
〃	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	矢ヶ部 紋可
〃	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	鎌田 真衣

(団体)

表彰年月日	団体名	
令和2年2月15日	田川市立伊田中学校放送部	
〃	福岡市立城南中学校吹奏楽部	
〃	福岡県立三井高等学校家庭クラブ	
〃	福岡県立八女工業高等学校電子機械研究部	
〃	北九州市立浅川中学校野球部	
〃	福岡県立玄界高等学校フェンシング部	
〃	福岡県立青豊高等学校ダンス部	
〃	中村学園女子高等学校剣道部	
〃	福岡工業大学附属城東高等学校ダンス部	
〃	福岡第一高等学校男子剣道部	
〃	福岡第一高等学校男子バスケットボール部	
〃	明光学園高等学校ハンドボール部	
〃	柳川高等学校ダンス部	
〃	ゴールデンハーツバトンチーム	
〃	福岡如水館	

〔一般の部〕

1 社会教育部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和2年2月15日	嘉麻市図書ボランティアサークル にゃ〜ご	会 員	野見山 靖子
〃	福岡県公立高等学校PTA連合会	前 会 長	三根 広次
〃	福岡県社会教育委員の会議	前社会教育委員	武藤 元美

(団体)

表彰年月日	団体名	
令和2年2月15日	春日市立春日西小学校父母教師会	
〃	福岡市立賀茂小学校PTA	
〃	朝倉市立大福小学校父母教師会	
〃	北九州市立花尾小学校PTA	
〃	福岡県立戸畑高等学校PTA	
〃	貴賓館ボランティア	
〃	布 つ	子

2 学術・文化部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和2年2月15日	福岡県文化財保護審議会	委 員	木村 法光
〃	嘉麻市文化財保護審議会	副 会 長	豊福 英之

3 体育・スポーツ部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名・学年	氏名
令和2年2月15日	福岡大学	教 授	片峯 隆
〃	福岡大学	4 年	竹野 比奈
〃	福岡県立八幡中央高等学校	教 諭	守 昌宏

4 学校保健部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
令和2年2月15日	公益社団法人北九州市医師会	学 校 医	濱之上 隆史
〃	一般社団法人福岡市医師会	学 校 医	古川 洸
〃	一般社団法人大川三瀨医師会	学 校 医	松本 英則
〃	一般社団法人門司歯科医師会	元学校歯科医	白石 悦郎
〃	一般社団法人大川三瀨歯科医師会	学 校 歯 科 医	中島 泰之

〃	福岡市学校歯科医会	学校歯科医	山本 和己
〃	一般社団法人福岡市薬剤師会	学校薬剤師	下瀬 和俊
〃	一般社団法人若松薬剤師会	学校薬剤師	高橋 雅治
〃	一般社団法人門司薬剤師会	学校薬剤師	本間 司郎

同 長 裕 海

5 教育行政部門

(個人)

表彰年月日	所 属 名	職 名	氏 名
令和2年2月15日	糸 島 市 教 育 委 員 会	元 委 員 長	徳 田 敬

6 学校教育部門

(個人)

表彰年月日	所 属 名	職 名	氏 名
令和2年2月15日	大 木 町 立 大 溝 小 学 校	前 校 長	田 島 太
〃	築 上 町 立 八 津 田 小 学 校	前 校 長	千 原 新 吾
〃	春 日 市 立 春 日 小 学 校	前 校 長	丸 山 晴 幹
〃	福 岡 県 立 筑 紫 中 央 高 等 学 校	校 長	江 口 也 文
〃	福 岡 県 立 鞍 手 高 等 学 校	校 長	清 澤 亨
〃	福 岡 県 立 城 南 高 等 学 校	校 長	和 田 美 千 代
〃	福 岡 県 立 特 別 支 援 学 校 「 福 岡 高 等 学 園 」	校 長	堀 内 孝 一

(団体)

表彰年月日	団 体 名
令和2年2月15日	福 岡 県 立 鞍 手 高 等 学 校

監 査 委 員

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「ソーシャルメディアの活用状況等について」の行政監査結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月21日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三
 同 行 正 晴 實
 同 岩 崎 勇

1 行経第1553号
令和2年2月4日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 長裕海様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部 （生活安全課）	運用ポリシーは、担当所属名や発信目的に加え、禁止事項や免責事項など周知すべき事項が記載されていることから、作成した運用ポリシーをアカウント内で明示していない機関については、早急に明示されたい。	アカウントの運用ポリシーを当該アカウント内に明示した（生活安全課については、閲覧回数が少ないため、平成31年4月1日をもって運用を停止した）。
福祉労働部 （久留米高等技術専門校）		
農林水産部 （経営技術支援課）		

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 (労働局労働政策課)	運用ポリシーを当該アカウント内に直接明示せず、ホームページに掲載されている「ソーシャルメディア一覧」のURLをリンクメダイア一覧」のURLをリンク表示している機関があったが、この場合、閲覧者が複数の運用ポリシーの中から該当する運用ポリシーを探し出す必要があるため利便性が低下すること、また、操作を誤って他のアカウントの運用ポリシーを参照する懸念もあることから、明示方法について改善されたい。	アカウントの運用ポリシーを当該アカウント内に明示した。
企画・地域振興部 (東京事務所) 人づくり・県民生活部 (生活安全課) 福祉労働部 (久留米高等技術専門校) 環境部 (環境保全課) 農林水産部 (園芸振興課)	当該アカウント内のホームページURLの記載は、公式アカウントであることを証明するための手段であることから、記載していない機関においては、速やかに記載されたい。	県のソーシャルメディア一覧のURLを当該アカウント内に明示した(生活安全課については、閲覧回数が少ないため、平成31年4月1日をもって運用を停止した)。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部 (東京事務所)	職員の携帯端末を使用している機関や第三者の端末から情報発信をさせていた機関において、セキュリティの確保が困難であることから、速やかに是正されたい。	ソーシャルメディアのアカウントからの情報発信は共用パソコンに限定することとした。
人づくり・県民生活部 (生活安全課) 福祉労働部 (労働局労働政策課、 久留米高等技術専門 校)	閲覧者からの意見や質問について、対応しない旨の運用方針を定めているにもかかわらずアカウント内に明示していない機関においては、閲覧者が誤って意見等を送信するなどし、回答がないことで県政に対する信頼を失い無用な批判を招くおそれもあることから、閲覧者がすぐに認知できようアカウント内に明示されたい。	閲覧者からの意見や質問について、対応しない旨の運用方針を当該アカウント内に明示した(生活安全課については、閲覧回数が少ないため、平成31年4月1日をもって運用を停止した)。
総務部 (県民情報広報課) 企画・地域振興部 (情報政策課)	ガイドラインは、職務上ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を示すものであり、その内容については、ソーシャルメディアの利用状況等の現状に沿ったものとなっているか、参照する要領等に変更がないかなどについて、定期的に確認の上、必要に応じ改正し周知する必要がある。 これらガイドラインについては、直ちに内容を確認の上、必要な見直しをされたい。	ガイドラインの内容を確認し、平成30年12月に、「福岡県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を改正した。 今後、年1回開催している研修などにおいて定期的にガイドラインを確認し、必要に応じて改正を行う。また、改正を行った場合には各所属に対し文書を発出し、周知を行う。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部 (県民情報広報課) 企画・地域振興部 (情報政策課)	<p>知事部局においては、ガイドライン運用開始時の説明会の開催以降、各部の広報所管課を通じてガイドラインの周知を行うにとどまっております、その後の人事異動により職員が入れ替わった所属や、新しくソーシャルメディアを利用した情報発信を開始する所属においては、ガイドラインが存在すること、また、共同運用機関であってもガイドラインに十分に留意する必要があることなどを認識していないおそれがある。</p> <p>今後は、各所属に対し、文書等により定期的に周知する、あるいは必要に応じて説明会を開催するなど、ソーシャルメディアの適正な運用を図るための取組を実施されたい。</p>	<p>今後、毎年度実施しているホームページ作成システム操作研修で、ガイドラインに沿って、ソーシャルメディアを活用する際の注意事項を説明することとした。</p> <p>同研修の開催にあたってはソーシャルメディアを活用する部署、これからの活用を考える部署が対象であると明記し、参加を求めることとする。また、ガイドラインの改正を行った場合には、各所属に対し、周知文を発出することとした。</p>

1 教財第727号
令和2年2月3日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 長裕海様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
久留米高等学校	運用ポリシーは、担当所属名や発信目的に加え、禁止事項や免責事項など周知すべき事項が記載されていることから、作成した運用ポリシーをアカウメント内で明示していない機関については、早急に明示された	運用ポリシーを作成し、アカウメント内で明示した。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務企画課	県の公式アカウントとして の証明は、ホームページにアカ ウントを掲載することにより 行うこととしていることから、 ホームページにアカウントを 掲載していない機関について、 速やかに掲示されるよう、利用 指針の所管課において対応さ れたい。	掲載されていなかった機関に ついては、ホームページに掲載 した。
美術館 久留米高等学校	利用届出書の提出が遅れた 機関においては、改めて手続を 確認の上、事務に遺漏のないよ う対応されたい。	所属職員に対してソーシャル メディア利用ガイドラインの周 知を行った。
美術館 図書館 久留米高等学校	当該アカウント内のホーム ページ URL の記載は、公式ア カウントであることを証明す るための手段であることから、 記載していない機関において は、速やかに記載されたい。 併せて、ホームページにアカ ウントが掲載されていない機 関についても、掲載後速やかに 当該アカウント内に記載され たい。	上記のとおり、総務企画課が ホームページにアカウントを掲 載したことに加え、県のソーシ ヤルメディア一覧の URL を当該 アカウント内に明示した。
久留米高等学校	職員個人の携帯端末を使用 している機関や第三者の端末 から情報発信をさせていた機 関においては、セキュリティの 確保が困難であることから、速 やかに是正されたい。	ソーシャルメディアのアカウ ントからの情報発信は共用パソ コン（所属が管理者権限を有す る端末）に限定することとした。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
美術館 図書館	所属で業務上導入している独自システムの端末を使用していた機関においては、早急に利用指針の所管課に協議の上、必要なセキュリティ対策を講じられたい。	利用指針の所管課に協議して、所属で業務上導入している独自システムの端末について、必要なセキュリティ対策が講じられていることを確認し、ソーシャルメディアの発信業務に使用することについて了承を得た。
久留米高等学校	閲覧者からの意見や質問について、対応しない旨の運用方針を定めているにもかかわらずアカウント内に明示していない機関においては、閲覧者が誤って意見等を送信するなどし、回答がないことで県政に対する信頼を失い無用な批判を招くおそれもあることから、閲覧者がすぐに認知できるようにアカウント内に明示されたい。	アカウントの運用ポリシーを当該アカウント内に明示した。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務企画課	<p>ガイドラインは、職務上ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を示すものであり、その内容については、ソーシャルメディアの利用状況等の現状に沿ったものとなっているか、参照する要領等に変更がないかなどについて、定期的に確認の上、必要に応じ改正し周知する必要がある。</p> <p>これらガイドラインについては、直ちに内容を確認の上、必要な見直しをされたい。</p>	<p>ガイドラインについては、運用領の改正や組織の改編等を確実に反映させ、必要な改正を行った。</p> <p>令和元年度以降、必要に応じて、ガイドラインの内容を適切に改正することができるよう、知事部局の関係各課と情報共有を密にすることとした。</p>
総務企画課	<p>教育委員会においては、通知の発出以降、周知に関する取組が特になされていなかった。そのため、その後の人事異動により職員が入れ替わった所属や、新しくソーシャルメディアを利用した情報発信を開始する所属においては、ガイドラインが存在すること、また、共同運用機関であってもガイドラインに十分に留意する必要があることなどを認識していないおそれがある。</p> <p>今後は、各所属に対し、文書等により定期的に周知する、あるいは必要に応じて説明会を開催するなど、ソーシャルメディアの適正な運用を図るための取組を実施されたい。</p>	<p>平成30年8月にガイドラインを改定し、各所属へ周知と適正な事務処理について依頼した。</p> <p>令和元年度以降、毎年度、教育庁各課、出先機関及び県立学校宛に、ガイドラインを添付したうえで適切な運用について文書による依頼を行うこととした。</p>

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関45機関について実施した随時監査結果（令和元年11月11日1監総第216号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月21日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1 社活第756号
令和2年1月30日

福岡県監査委員

藤山 泰三 殿
行正 晴殿
岩崎 裕海 殿
長 裕海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1監総第216号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	緊急用前渡資金について、繰越額を現金と照合せず繰越承認をしていたため、前渡資金差引簿と現金が一致せず、適正な管理がなされていないかった。	前渡資金差引簿については、金額の記載誤りであったため、これを修正し現金と一致させた。 本件記載誤りの主たる要因は、前渡資金差引簿と現金の照合が徹底されていないことによるものであり、出納員に加え、新たに職員1名を所属資金前渡職員補助職員に指定し、毎月末に照合を複数人で確実に行うこととした。

1 保総第1320号
令和2年1月24日

福岡県監査委員

藤山 泰三 殿
行正 晴實 殿
岩崎 裕勇 殿
長 裕海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1 監総第216号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	郵便切手について、所属長の承認を得ずに切手の払出しを行っていたこと、郵便切手等出納整理簿の年度末集計を行っていないこともあり、平成30年度末繰越数と現物が一致せず、適正な管理がなされていなかった。	郵便切手等出納整理簿について会計担当者は、補助簿により払出しを行い、1日分をまとめて整理簿に転記し所属長の決裁を受けていたが、今後は、払出しの都度決裁を受けるよう事務処理を改めた。 また、郵便切手等出納整理簿の繰越数と切手の現数との照合を、出納員が毎月末、必ず行うこととした。

1 教財第810号
令和2年2月4日

福岡県監査委員

藤山 泰三 殿
行正 晴實 殿
岩崎 勇海 殿
長 裕海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日 1 監総第216号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	校舎警備のためのセキュリティカードについて、配付一覧表と実際の配付先が一致していないかったこと、加えて、所在不明のカードもあり、適正な管理がなされていなかった。	所在不明のセキュリティカードについては、至急、使用不可とする手続きを行うとともに、過去の警備報告書を点検し、所在不明のカードの使用実績がないことを確認した。さらに、全職員を対象に配付一覧表をもとに配付済カードの確認作業を実施し、他に紛失や氏名とカード番号の不一致がないことを確認した。今後は配付一覧表の書式を変更し、新たにカードの受領印、交付・返却日、担当者名欄を設け、交付・返却時に担当者と他の職員同席で確認すること及び定期的にカードの所持検査を行うことで再発防止を図ることとした。 また、主管課からセキュリティカードの適正な管理を徹底するよう全所属に対し通知を行った。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年2月21日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第22条第4号を次のように改める。

(4) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。第49条第2号中「警備実施」を「警備方針の策定及びその実施」に改め、同条第5号中「（他課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の1号を加える。

(6) 雑踏警備に関すること。

附 則

この規則は、令和2年3月3日から施行する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第191号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和2年2月21日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度54.046分、東経130度0.587分

イ 北緯33度50.778分、東経130度0.732分

ウ 北緯33度50.753分、東経130度3.366分

エ 北緯33度54.018分、東経130度3.512分

（日本測地系）

ア 北緯33度53.851分、東経130度0.725分

イ 北緯33度50.583分、東経130度0.870分

ウ 北緯33度50.558分、東経130度3.505分

エ 北緯33度53.823分、東経130度3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度39.159分、東経130度6.264分

イ 北緯33度38.778分、東経130度6.687分

ウ 北緯33度39.350分、東経130度8.062分

エ 北緯33度40.358分、東経130度7.159分
(日本測地系)

ア 北緯33度38.962分、東経130度6.402分

イ 北緯33度38.581分、東経130度6.825分

ウ 北緯33度39.153分、東経130度8.201分

エ 北緯33度40.162分、東経130度7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

。

(世界測地系)

ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分

イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分

ウ 北緯33度38.092分、東経130度2.417分

エ 北緯33度38.699分、東経130度4.955分

オ 北緯33度41.323分、東経130度2.344分

(日本測地系)

ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分

イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分

ウ 北緯33度37.895分、東経130度2.555分

エ 北緯33度38.502分、東経130度5.093分

オ 北緯33度41.127分、東経130度2.482分

2 指示の有効期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで